（プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十七条　プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の⑴中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

（電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十八条　電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

（交流電動機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二十九条　交流電動機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

（ヒル・イー・ディー・ランプの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第三十条　ヒル・イー・ディー・ランプの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ヒル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の⑶中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

附　則

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のⅠの1の⑴の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Ⅰの1の②の④のオ、同③の④のイ、同④の④のイ、同⑥の③及び同⑦の④のウの改正規定並びにⅠの2の⑵の（2―2）の④のウ、同⑤の（5―2）の④のイ及び同⑥の（6―2）の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1―1の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

○経済産業省告示第二百七十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十一条の三第一項及び第八十一条の四の規定に基づき、断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年十二月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第23条の2に規定する断熱材（以下「断熱材」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（平成34年4月1日に始まり平成35年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する断熱材の熱損失防止性能（3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷面積により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能を上回らないようにすること。

区　分	区　分　名	基準熱損失防止性能
押出法ポリスチレンフォームを用いた断熱材	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	0.03232
ガラス繊維（グラスウールを含む。以下同じ。）を用いた断熱材	グラスウール断熱材	0.04156
スラグウール又はロックウールを用いた断熱材	ロックウール断熱材	0.03781

2　表示事項等

2―1　表示事項

断熱材の熱損失防止性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名又は形名

ロ　区分名

ハ　熱損失防止性能

ニ　熱損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

2―2　遵守事項

⑴　2―1ハに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第49条の3に規定する数値を有効数字2桁以上で表示すること。

⑵　2―1に掲げる表示事項の表示は、次の箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

イ　断熱材（包装材を含む。）の見やすい箇所

ロ　断熱材の性能に関する表示のあるカタログ又は断熱材の選定に当たり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所